

京都府障害者・障害児総合計画（仮称）の骨子（案）

資料 9

※凡例 ●：改正のポイント
○：国が示した項目

第4期京都府障害者基本計画（R2-R5）	第6期京都府障害福祉計画・ 第2期京都府障害児福祉計画（R3-R5）	障害者・障害児総合計画（仮称）（R6-R11）	新計画策定に当たってのポイント
<p>第1章 計画の基本的な考え方</p> <p>1 計画の概要</p> <p>(1) 計画策定の背景及び趣旨</p> <p>(2) 基本理念</p> <p>①障害のある人もない人も地域の担い手となり、地域で安心して暮らせる社会</p> <p>②希望に添って働き続けることができる社会</p> <p>③生涯を通じて学び続けられるとともに、文化芸術やスポーツなどの分野で一人ひとりの特性を活かして活躍できる社会</p> <p>(3) 施策を進めるにあたっての横断的視点</p> <p>①社会におけるアクセシビリティの向上</p> <p>②当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援</p> <p>③障害特性等に配慮したきめ細かい支援</p> <p>④障害のある女性等の複合的困難に配慮したきめ細かい支援</p> <p>⑤PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進</p> <p>(4) 計画の性格及び位置付け</p> <p>(5) 計画の対象期間</p> <p>(6) 計画の対象となる障害者の範囲</p> <p>(7) 分野別の施策体系</p> <p>I 障害のある人もない人も地域の担い手となり、地域で安心して暮らせる社会</p> <p><u>1 安全・安心な生活環境の整備</u></p> <p>①障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進</p> <p>②住宅の確保</p> <p>③移動しやすい環境の整備等</p> <p>④アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進</p> <p><u>2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</u></p> <p>①わかりやすい情報の提供</p> <p>②意思疎通支援の充実</p> <p>③選挙時における配慮等</p> <p>④行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等</p>	<p>第1章 基本理念等</p> <p>1 目的及び趣旨</p> <p>2 基本理念</p> <p>①障害のある人もない人も地域の担い手となり、地域で安心して暮らせる社会</p> <p>②希望に添って働き続けることができる社会</p> <p>③生涯を通じて学び続けられるとともに、文化芸術やスポーツなどの分野で一人ひとりの特性を活かして活躍できる社会</p> <p>3 計画策定の基本的な考え方</p> <p>4 区域の設定</p> <p>5 計画期間</p> <p>6 根拠法令</p>	<p>第1章 計画の基本的な考え方</p> <p>1 計画の概要</p> <p>(1) 計画策定の背景及び趣旨</p> <p>(2) 基本理念</p> <p>①障害のある人もない人も地域の担い手となり、地域で安心して暮らせる社会</p> <p>②希望に添って働き続けることができる社会</p> <p>③生涯を通じて学び続けられるとともに、文化芸術やスポーツなどの分野で一人ひとりの特性を活かして活躍できる社会</p> <p>(3) 施策を進めるにあたっての横断的視点</p> <p>①社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上</p> <p>②当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援</p> <p>③障害特性等に配慮したきめ細かい支援</p> <p>④障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進</p> <p>⑤PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進</p> <p>(4) 計画の性格及び位置付け</p> <p>(5) 計画の対象期間</p> <p>(6) 計画の対象となる障害者の範囲</p> <p>(7) 分野別の施策体系</p> <p>I 障害のある人もない人も地域の担い手となり、地域で安心して暮らせる社会</p> <p><u>1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</u></p> <p><u>2 安全・安心な生活環境の整備</u></p>	<p>●基本計画と障害福祉計画・障害児福祉計画を統合</p> <p>●SDGs（持続可能な開発目標）の理念を反映</p> <p>●読書バリアフリー法の施行を反映</p> <p>●医療的ケア児等支援法の施行を反映</p> <p>●障害者差別解消法の改正法を反映</p> <p>●障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行を反映</p> <p>○国障害者基本計画との整合</p> <p>○国障害者基本計画との整合</p> <p>●計画期間：令和6年度～11年度 （3年毎にサービス等見込量を見直し）</p> <p>●9の大分野のみ記載</p> <p>○国障害者基本計画との整合（項目順）</p>

第4期京都府障害者基本計画（R2-R5）	第6期京都府障害福祉計画・ 第2期京都府障害児福祉計画（R3-R5）	障害者・障害児総合計画（仮称）（R6-R11）	新計画策定に当たってのポイント
<p><u>3 防災、防犯等の推進</u></p> <p>①防災対策の推進 ②防犯対策の推進 ③消費者トラブルの防止及び被害からの救済</p> <p><u>4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</u></p> <p>①権利擁護の推進、虐待の防止 ②障害を理由とする差別の解消の推進</p> <p><u>5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</u></p> <p>①意思決定支援の推進 ②相談支援体制の整備 ③地域移行支援、在宅サービス等の充実 ④障害のある子どもに対する支援の充実 ⑤障害福祉サービスの質の向上等 ⑥福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進及び身体障害者補助犬の育成等 ⑦障害福祉を支える人材の育成・確保</p> <p><u>6 保健・医療の推進</u></p> <p>①保健・医療の充実等 ②保健・医療を支える人材の育成・確保 ③難病に関する保健・医療施策の推進 ④精神保健・医療の適切な提供等</p> <p>II 希望に添って働き続けることができる社会</p> <p><u>7 雇用・就業、経済的自立の支援</u></p> <p>①総合的な就労支援 ②経済的自立の支援 ③障害者雇用の促進 ④障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 ⑤福祉的就労の充実</p> <p>III 生涯を通じて学び続けられるとともに、文化芸術やスポーツなどの分野で一人ひとりの特性を活かして活躍できる社会</p> <p><u>8 文化芸術やスポーツ等を通じた活動や機会の創出</u></p> <p>①文化・芸術活動の振興 ②スポーツ、レクリエーション活動の推進</p> <p><u>9 生涯を通じて学び続けられる環境の整備</u></p> <p>①インクルーシブ教育システムの推進 ②教育環境の整備 ③生涯を通じた多様な学習活動の充実</p>		<p><u>3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</u></p> <p><u>4 防災、防犯等の推進</u></p> <p><u>5 保健・医療の推進</u></p> <p><u>6 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</u></p> <p>II 希望に添って働き続けることができる社会</p> <p><u>7 雇用・就業、経済的自立の支援</u></p> <p>III 生涯を通じて学び続けられるとともに、文化芸術やスポーツなどの分野で一人ひとりの特性を活かして活躍できる社会</p> <p><u>8 生涯を通じて学び続けられる環境の整備</u></p> <p><u>9 文化芸術やスポーツ等を通じた活動や機会の創出</u></p>	

第4期京都府障害者基本計画（R2-R5）	第6期京都府障害福祉計画・ 第2期京都府障害児福祉計画（R3-R5）	障害者・障害児総合計画（仮称）（R6-R11）	新計画策定に当たってのポイント
<p>④交流及び共同学習の推進</p> <p>(8)成果目標の設定 (9)計画の推進</p> <p>2 障害保健福祉圏域の設定 (1)設定の趣旨 (2)設定の考え方</p> <p>3 障害者手帳取得者数の推移</p> <p>第2章 各分野別施策の基本方向</p> <p>I 障害のある人もない人も地域の担い手となり、地域で安心して暮らせる社会</p> <p>1 安全・安心な生活環境の整備 (1)障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進 (2)住宅の確保 (3)移動しやすい環境の整備等 (4)アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進</p> <p>2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 (1)わかりやすい情報の提供 (2)意思疎通支援の充実 (3)選挙時における配慮等 (4)行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等</p> <p>3 防災、防犯等の推進 (1)防災対策の推進 (2)防犯対策の推進 (3)消費者トラブルの防止及び被害からの救済</p> <p>4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 (1)権利擁護の推進、虐待の防止 (2)障害を理由とする差別の解消の推進</p> <p>5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 (1)意思決定支援の推進 (2)相談支援体制の整備</p>		<p>(8)成果目標の設定 (9)計画の推進</p> <p>2 障害保健福祉圏域の設定 (1)設定の趣旨 (2)設定の考え方</p> <p>3 障害者手帳取得者数の推移</p> <p>第2章 各分野別施策の基本方向</p> <p>I 障害のある人もない人も地域の担い手となり、地域で安心して暮らせる社会</p> <p>1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 (1)権利擁護の推進、虐待の防止 (2)障害を理由とする差別の解消の推進</p> <p>2 安全・安心な生活環境の整備 (1)障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 (2)住宅の確保 (3)移動しやすい環境の整備等 (4)アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進</p> <p>3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実及び読書バリアフリー (1)情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実 ①わかりやすい情報の提供 ②意思疎通支援の充実 ③選挙時における配慮等 ④行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 (2)読書バリアフリー</p> <p>4 防災、防犯等の推進 (1)防災対策の推進 (2)防犯対策の推進 (3)消費者トラブルの防止及び被害からの救済</p> <p>5 保健・医療の推進 (1)保健・医療の充実等 (2)保健・医療を支える人材の育成・確保</p>	<p>○障害者等に対する虐待の防止（指針） ●事業者による合理的配慮の提供の義務化 ●不利益取扱いや合理的配慮の不提供の事例を収集・整理</p> <p>○よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定（障害福祉DBの活用等）（指針） ●障害福祉計画の表現との整合</p> <p>○障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進（指針）</p> <p>●視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進</p>

第4期京都府障害者基本計画 (R2-R5)	第6期京都府障害福祉計画・ 第2期京都府障害児福祉計画 (R3-R5)	障害者・障害児総合計画 (仮称) (R6-R11)	新計画策定に当たってのポイント
<p>(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実 (4) 障害のある子どもに対する支援の充実 (5) 障害福祉サービスの質の向上等 (6) 福祉用具その他のアクセシビリティの向上に資する機器の普及促進及び身体障害者補助犬の育成等 (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保</p> <p>6 保健・医療の推進 (1) 保健・医療の充実等 (2) 保健・医療を支える人材の育成・確保 (3) 難病に関する保健・医療施策の推進 (4) 精神保健・医療の適切な提供等</p> <p>II 希望に添って働き続けることができる社会 7 雇用・就業、経済的自立の支援 (1) 総合的な就労支援 (2) 経済的自立の支援 (3) 障害者雇用の促進 (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (5) 福祉的就労の充実</p> <p>III 生涯を通じて学び続けられるとともに、文化芸術やスポーツなどの分野で一人ひとりの特性を活かして活躍できる社会 8 文化芸術やスポーツ等を通じた活動や機会の創出 (1) 文化・芸術活動の振興 (2) スポーツ、レクリエーション活動の推進</p> <p>9 生涯を通じて学び続けられる環境の整備 (1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備 (3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実 (4) 交流及び共同学習の推進</p>	<p>第2章 サービス見込量及び計画的な基盤整備 1 サービス見込量</p>	<p>(3) 難病等に関する保健・医療施策の推進 (4) 精神保健・医療の適切な提供等 (5) 依存症対策の推進</p> <p>6 自立した生活の支援・意思決定支援の充実 (1) 意思決定支援の充実 (2) 相談支援体制の整備 (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実 (4) 障害のある子どもに対する支援の充実 (5) 障害福祉サービスの質の向上等 (6) 福祉用具その他のアクセシビリティの向上に資する機器の普及促進及び身体障害者補助犬の育成等 (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保</p> <p>II 希望に添って働き続けることができる社会 7 雇用・就業、経済的自立の支援 (1) 総合的な就労支援 (2) 経済的自立の支援 (3) 障害者雇用の促進 (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (5) 福祉的就労の充実 (6) 京都市農福連携の推進</p> <p>III 生涯を通じて学び続けられるとともに、文化芸術やスポーツなどの分野で一人ひとりの特性を活かして活躍できる社会 8 文化芸術やスポーツ等を通じた活動や機会の創出 (1) 文化・芸術活動の振興 (2) スポーツ、レクリエーション活動の推進</p> <p>9 生涯を通じて学び続けられる環境の整備 (1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備 (3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実 (4) 交流及び共同学習の推進</p> <p>第3章 サービス見込量及び計画的な基盤整備 1 サービス見込量</p>	<p>○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (指針) ●依存症対策推進計画の中間見直しとの整合</p> <p>○国障害者基本計画との整合</p> <p>○地域における相談支援体制の充実強化 (指針) ○相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施 (指針) ○入所等から地域生活への移行、地域生活継続の支援 (指針) ○医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 (指針) ○障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 (指針) ○聴覚障害児への早期支援の推進の拡充 (指針) ●発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の充実 ○児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 (指針) ○ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 (指針) ○発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進 (指針) ○ICTの導入等による事務負担の軽減等 (指針) ○福祉施設から一般就労への移行等 (指針)</p> <p>●障害者文化芸術活動の推進</p>

第4期京都府障害者基本計画（R2-R5）	第6期京都府障害福祉計画・ 第2期京都府障害児福祉計画（R3-R5）	障害者・障害児総合計画（仮称）（R6-R11）	新計画策定に当たってのポイント
	<p>(1) 障害福祉サービス等の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障害のある人を対象としたサービス ② 障害のある児童を対象としたサービス ③ 相談支援 ④ 地域生活支援事業 ⑤ 地域生活支援促進事業 <p>(2) サービス見込量の合計</p> <p>※(1)①～③それぞれのサービス見込量の合計</p> <p>(3) 圏域ごとのサービス見込量</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 訪問系サービス ② 日中活動系サービス ③ 居住系サービス ④ 障害児支援 ⑤ 相談支援 <p>2 サービス基盤の整備に向けた基本計画における施策の方向性</p> <p>(1) 安心・安全な生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 ② 住宅の確保 ③ 移動しやすい環境の整備等 ④ アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進 <p>(2) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ① わかりやすい情報の提供 ② 意思疎通支援の充実 ③ 選挙時における配慮等 ④ 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 <p>(3) 防災・防犯等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 防災対策の推進 ② 防犯対策の推進 ③ 消費者トラブルの防止及び被害からの救済 <p>(4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 権利擁護の推進、虐待の防止 ② 障害を理由とする差別の解消の推進 <ul style="list-style-type: none"> (一) ヘルプマークの普及・啓発 (二) コミュニケーションの支援の推進 <p>(5) 自立した生活の支援・意思決定支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 意思決定支援の充実 ② 相談支援体制の整備 ③ 地域移行支援、在宅サービス等の充実 	<p>(1) 障害福祉サービス等の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障害のある人を対象としたサービス ② 障害のある児童を対象としたサービス ③ 相談支援 ④ 地域生活支援事業 ⑤ 地域生活支援促進事業 <p>(2) サービス見込量の合計</p> <p>※(1)①～③それぞれのサービス見込量の合計</p> <p>(3) 圏域ごとのサービス見込量</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 訪問系サービス ② 日中活動系サービス ③ 居住系サービス ④ 障害児支援 ⑤ 相談支援 	

第4期京都府障害者基本計画（R2-R5）	第6期京都府障害福祉計画・ 第2期京都府障害児福祉計画（R3-R5）	障害者・障害児総合計画（仮称）（R6-R11）	新計画策定に当たってのポイント
	<ul style="list-style-type: none"> ④障害福祉サービスの質の向上等 ⑤福祉用具その他のアクセシビリティの向上に資する機器の普及促進及び身体障害者補助犬の育成等 ⑥障害福祉を支える人材の育成・確保 (6)保健・医療の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①保健・医療の充実等 ②保健・医療を支える人材の育成・確保 ③難病等に関する保健・医療施策の推進 ④精神保健・医療の適切な提供等 ⑤依存症対策の推進 (7)雇用・就業、経済的自立の支援 <ul style="list-style-type: none"> ①総合的な就労支援 ②経済的自立の支援 ③障害者雇用の促進 ④障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 ⑤福祉的就労の充実 ⑥京都式農福連携の推進 (8)文化芸術やスポーツ等を通じた活動や機会の創出 <ul style="list-style-type: none"> ①文化・芸術活動の振興 <ul style="list-style-type: none"> (一)芸術展等の開催・関係機関との連携 (二)アーカイブ推進 ②スポーツ、レクリエーション活動の推進 (9)生涯を通じて学び続けられる環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ①インクルーシブ教育システムの推進 <ul style="list-style-type: none"> (一)通常の学級及び通級による指導における教育環境の整備 ②教育環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> (一)特別支援学級における教育環境の整備 ③生涯を通じた多様な学習活動の充実 ④交流及び共同学習の推進 (10)障害のある児童への支援 <ul style="list-style-type: none"> ①重層的な地域支援体制の構築 ②重症心身障害児・医療的ケア児等に対する支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> (一)事業所における支援体制の充実 (二)医療的ケア児に対する支援の円滑な実施 (三)地域でのレスパイト機能の確保 (四)障害児相談支援の提供体制の確保 ③発達障害児に対する支援 ④難聴児支援のための中核的機能を有する 		

第4期京都府障害者基本計画（R2-R5）	第6期京都府障害福祉計画・ 第2期京都府障害児福祉計画（R3-R5）	障害者・障害児総合計画（仮称）（R6-R11）	新計画策定に当たってのポイント
	<p>体制の構築</p> <p>⑤子ども・子育て支援新制度における障害児の利用について</p> <p>（一）障害のある児童の利用ニーズの目標設定</p> <p>（二）医療的ケア児に対する受入体制の整備</p> <p>⑥保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援</p> <p>(11)発達障害児・者への支援の充実</p> <p>①乳幼児期における早期発見・早期療育支援実施</p> <p>②医療提供体制の充実</p> <p>③相談体制の充実</p> <p>④関係機関相互のネットワーク形成及び普及啓発の推進</p> <p><u>3</u> 圏域障害者自立支援協議会での課題整理等</p> <p>(1)丹後圏域</p> <p>①障害福祉計画における課題</p> <p>②障害児福祉計画における課題</p> <p>(2)中丹圏域</p> <p>①障害福祉計画における課題</p> <p>②障害児福祉計画における課題</p> <p>(3)南丹圏域</p> <p>①障害福祉計画における課題</p> <p>②障害児福祉計画における課題</p> <p>(4)京都市サブ圏域</p> <p>①障害福祉計画における課題</p> <p>②障害児福祉計画における課題</p> <p>(5)乙訓サブ圏域</p> <p>①障害福祉計画における課題</p> <p>②障害児福祉計画における課題</p> <p>(6)山城北圏域</p> <p>①障害福祉計画における課題</p> <p>②障害児福祉計画における課題</p> <p>(7)山城南圏域</p> <p>①障害福祉計画における課題</p> <p>②障害児福祉計画における課題</p> <p>(8)課題のまとめ</p> <p>①障害福祉計画における課題のまとめ</p> <p>②障害児福祉計画における課題のまとめ</p> <p><u>4</u> 圏域の課題等を受けての施策の方向性</p> <p>(1)高齢化・過疎化について</p> <p>(2)地域移行や生活支援を支える各種障害福祉サービスの基盤の整備について</p>	<p>障害者・障害児総合計画（仮称）（R6-R11）</p> <p><u>2</u> 圏域障害者自立支援協議会での課題整理等</p> <p>(1)丹後圏域</p> <p>①障害福祉計画における課題</p> <p>②障害児福祉計画における課題</p> <p>(2)中丹圏域</p> <p>①障害福祉計画における課題</p> <p>②障害児福祉計画における課題</p> <p>(3)南丹圏域</p> <p>①障害福祉計画における課題</p> <p>②障害児福祉計画における課題</p> <p>(4)京都市サブ圏域</p> <p>①障害福祉計画における課題</p> <p>②障害児福祉計画における課題</p> <p>(5)乙訓サブ圏域</p> <p>①障害福祉計画における課題</p> <p>②障害児福祉計画における課題</p> <p>(6)山城北圏域</p> <p>①障害福祉計画における課題</p> <p>②障害児福祉計画における課題</p> <p>(7)山城南圏域</p> <p>①障害福祉計画における課題</p> <p>②障害児福祉計画における課題</p> <p>(8)課題のまとめ</p> <p>①障害福祉計画における課題のまとめ</p> <p>②障害児福祉計画における課題のまとめ</p> <p><u>3</u> 圏域の課題等を受けての施策の方向性</p> <p>(1)高齢化・過疎化について</p> <p>(2)地域移行や生活支援を支える各種障害福祉サービスの基盤の整備について</p>	

第4期京都市障害者基本計画 (R2-R5)	第6期京都市障害福祉計画・ 第2期京都市障害児福祉計画 (R3-R5)	障害者・障害児総合計画 (仮称) (R6-R11)	新計画策定に当たってのポイント
	<p>(3)就労支援・賃金向上について (4)社会への啓発について (5)人材の確保・育成について (6)障害児支援体制の整備について (7)就学期における支援について</p> <p>第3章 各年度の障害者支援施設及び障害児入所施設の必要入所定員総数 1 障害者支援施設 2 障害児入所施設</p> <p>第4章 地域生活支援事業の実施 1 専門性の高い相談支援事業 2 意思疎通支援を行う者の養成・派遣等事業 3 広域的な支援事業 4 サービス・相談支援者・指導者育成事業 5 任意事業・地域生活支援促進事業等</p> <p>第5章 障害福祉サービス等の人材確保及びサービスの質の向上の取組 1 人材の養成・確保 2 サービスの質の向上等</p> <p>第6章 計画の達成状況の点検及び評価</p> <p>第7章 計画の成果目標の設定 1 福祉施設入所者の地域生活への移行 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (1)障害保健福祉圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 (2)精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 (3)精神病床における1年以上の長期入院患者 (4)精神科病床における退院率 3 地域生活支援拠点等の整備 4 福祉施設から一般就労への移行 (1)福祉施設から一般就労への移行</p> <p>(2)就労定着支援事業による支援 ①就労定着支援事業の利用者：一般就労に移行する者のうち7割 ②就労定着率が8割以上の就労定着支援事</p>	<p>(3)就労支援・賃金向上について (4)社会への啓発について (5)人材の確保・育成について (6)障害児支援体制の整備について (7)就学期における支援について</p> <p>第4章 各年度の障害者支援施設及び障害児入所施設の必要入所定員総数 1 障害者支援施設 2 障害児入所施設</p> <p>第5章 地域生活支援事業の実施 1 専門性の高い相談支援事業 2 意思疎通支援を行う者の養成・派遣等事業 3 広域的な支援事業 4 サービス・相談支援者・指導者育成事業 5 任意事業・地域生活支援促進事業等</p> <p>第6章 障害福祉サービス等の人材確保及びサービスの質の向上の取組 1 人材の養成・確保 2 サービスの質の向上等</p> <p>第7章 計画の達成状況の点検及び評価</p> <p>第8章 計画の成果目標の設定 1 福祉施設入所者の地域生活への移行 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (1)障害保健福祉圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 (2)精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 (3)精神病床における1年以上の長期入院患者 (4)精神科病床における退院率 3 地域生活支援の充実 4 福祉施設から一般就労への移行 (1)福祉施設から一般就労への移行</p> <p>(2)就労移行支援事業による支援 (3)就労支援ネットワークの強化及び支援体制の構築 (4)就労定着支援事業による支援 ①就労定着支援事業の利用者：令和3年度末実績の1.41倍以上 ②就労定着率が7割以上となる就労定着支</p>	<p>●施策項目、現状、目標は一覧表で整理 ●施設入所者：令和4年度末時点入所者が対象 ○地域移行者数：令和4年度末入所者数の6%以上(指針)</p> <p>●地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討 ○強度行動障害を有する障害者の支援ニーズを把握し、支援体制を整備(指針)</p> <p>●就労移行：令和4年度実績が基準 ○就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上(指針) ○地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用し</p>

第4期京都府障害者基本計画（R2-R5）	第6期京都府障害福祉計画・ 第2期京都府障害児福祉計画（R3-R5）	障害者・障害児総合計画（仮称）（R6-R11）	新計画策定に当たってのポイント
<p>（別表）京都府障害者基本計画関連成果目標</p>	<p>業所：全体の7割以上</p> <p>5 障害児支援提供体制の整備等 <u>(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実</u> (2) 難聴児支援のための中核的機能を周知する体制の構築</p> <p>(3) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 (4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 <u>(5) 発達障害のある児童への支援の充実</u></p> <p>6 京都府の取組について (1) 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例の普及・啓発について (2) ヘルプマークの普及啓発について (3) 京都市農福連携の取組について</p> <p>参考資料 障害者総合支援法、児童福祉法及び国基本指針</p>	<p>援事業所：2割5分以上</p> <p>5 障害児支援提供体制の整備等 <u>(1) 児童発達支援センターの設置</u> <u>(2) 地域社会への参加・包容の推進体制の構築</u></p> <p><u>(3) 難聴児支援のための計画策定及び中核的機能を周知する体制の構築</u> (4) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 <u>(5) 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置</u></p> <p>6 京都府の取組について (1) 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例の普及・啓発について (2) ヘルプマークの普及啓発について (3) 京都市農福連携の取組について</p> <p>（別表）京都府障害者基本計画関連成果目標</p> <p>参考資料 <u>障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法及び国基本指針</u></p>	<p><u>て推進（指針）</u></p> <p>○<u>障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置（指針）</u></p> <p>○<u>府基本計画の法令根拠を追記</u></p>